

西 監 発 第 41 号  
平 成 21 年 7 月 27 日  
( 2009 年 )

請 求 人 様

西宮市監査委員 村 西 進  
同 阿 部 泰 之

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

平成 21 年 7 月 2 日付西監収第 33 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」については、平成 21 年 7 月 22 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法（以下、「法」という。）上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、大川原成彦監査委員、木村嘉三郎監査委員については、本件職員措置請求に関して利害関係があるので法第 199 条の 2 の規定により除斥となっています。

記

1. 請求の内容

平成 21 年 7 月 2 日付西監収第 33 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」の請求内容は、以下のとおりです。

市議会議員への政務調査費の交付について、その根拠となっているのは法第 100 条第 14 項であり、これを受けて西宮市においては「西宮市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）が平成 13 年 3 月 28 日に成立したが、その支出内容は闇のなかにあり市民の知りうるどころとはならなかった。

平成 19 年 3 月 27 日の条例改正によりこの異常な事態が是正され、収支報告書に領収書等の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならないことになったのは、一昨年度の第 2 四半期からである。かくして西宮市議会議員の政務調査費支出に市民の監視が及ぶようになったのである。

条例によると「政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」とされている。

公開された領収書等を点検したところ、A 議員の事務所費に虚偽記載があり、「公金詐取」ではないかと疑わざるを得ない。現地で確認してみると事務所の所在地とされている住居表示はなく、マンションもない。上記事実から駐車場もマイカー用と認められる。

以上のことから、市長は A 議員に対し、政務調査費交付の目的（条例第 1 条）・交付対象（同第 2 条）違反の支出（事務所費 45 万円及び駐車場代 12 万 6 千円、合計 57 万 6 千円）について、その返還を求めることを請求する。

なお、監査請求期間についてであるが、当然にも領収書等の公開から 1 年となるので、この監査請求は時機を失したのではなく、期間について有効である。

## 2. 監査委員の判断

本件職員措置請求にかかる平成 19 年度政務調査費については、条例第 8 条第 1 項で「政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、別に定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書等の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならない。」また、同条第 2 項で「収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。」とされています。

西宮市議会の政務調査費は、議員一人当たり月額 15 万円を限度として、所属会派又は議員に各四半期の最初の月に当該四半期に属する月数分が交付されます。平成 19 年度の政務調査費のうち、平成 19 年 7 月以降の政務調査費にかかる支出負担行為・支出命令及び支払いの年月日は以下の通りです。

	支出負担行為年月日	支出命令年月日	支払い年月日
第 2 四半期	平成 19 年 7 月 1 日	平成 19 年 7 月 5 日	平成 19 年 7 月 10 日
第 3 四半期	平成 19 年 7 月 1 日	平成 19 年 10 月 4 日	平成 19 年 10 月 10 日
第 4 四半期	平成 19 年 7 月 1 日	平成 20 年 1 月 4 日	平成 20 年 1 月 10 日

上記収支報告書は、領収書等の証拠書類を添えて 4 月 30 日までに提出しなければならないとされているため、この日まで政務調査費にかかる金額及びその用途の確定ができないことが明らかなので、平成 19 年度の政務調査費については、平成 20 年 4 月 30 日を「当該行為のあった日」と考えるのが相当であると判断しました。

法第 242 条第 2 項は、住民監査請求の期間について「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

正当な理由の判断基準については、最高裁判決（平成 14 年 9 月 12 日）で、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される期間から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」とされています。

本件職員監査請求は、平成 20 年 4 月 30 日から 1 年を経過してからなされたものですが、請求人は、「監査請求期間については、当然にも領収書等の公開から 1 年となる。したがって、この監査請求は時機を失したのではなく、期間について有効である。」と主張しています。

平成 19 年度の政務調査費については、西宮市情報公開条例に基づき、平成 20 年 7 月 9 日から公開され、翌 7 月 10 日以降新聞各紙が報道しています。

この事実から、西宮市の情報公開及び新聞報道によって、住民は平成 20 年 7 月には、平成 19 年度の政務調査費について、その存在及び内容を容易に知ることができたというべきです。したがって、最高裁判決のいう「住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される期間から相当な期間内に監査請求をしたかどうか」という基準によって判断すれば、本件職員措置請求は、「当該行為のあった日」から 1 年を経過し、情報公開及び新聞報道から 1 年近くを経過してから提出されており、「相当な期間内」を大きく過ぎていると言わざるを得ません。

以上のことから本件職員措置請求は、正当な理由なく 1 年の請求期間を超えてなされた監査請求であり、法第 242 条第 2 項ただし書きの正当な理由もないことから、住民監査請求の対象とすることはできず、不適法であるので却下します。